

関連箇所	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
<p>クリアランス制度の実施について (概要1.)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極低レベルであっても放射性物質が含まれているのであれば、それを表示すべき。 混入という事故が起こる確率が決して低くはなく、また、人工的に作り出された放射性物質の環境で生活を長期間するという経験をまだ人類は経験していないので、これから生体実験をするのと同じである。「クリアランスレベル」の実施のための法改正をするべきではない。</li> <li>・クリアランス制度の適用を受けた放射性物質の適正処理と管理を厳しく定める法律を制定すべき。</li> <li>・放射線被ばくには、しきい値はないので、他の産廃と同じように扱うべきではない。リサイクル製品には、その旨明示し、トレーサビリティ、情報公開が必要である。行政当局がリサイクル品の末路、使用状況まで監視できなければ流通させてはならない。また、そのようなリサイクル製品の使用にあたっては使用方法などの厳しい制限も必要。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. クリアランスレベルを算出するに当たり、クリアランスされたものによる被ばくが自然界からの放射線レベル(世界平均で年間2.4mSv)の200分の1以下の年間0.01mSvを超えないように、原子力施設から発生する金属やコンクリートを対象に、再利用や埋立に関する様々なシナリオについて放射性核種ごとに放射能濃度を計算し、その結果のうち最小の濃度をクリアランスレベルとしています。</li> <li>2. このため、原子力施設からの廃棄物で、その放射能濃度がクリアランスレベル以下であることが確認された物については、その再利用や処分を行う際には放射線防護上特段の措置は不要となっています。</li> <li>3. したがって、クリアランスレベル以下であることが確認された物については、放射線防護の観点からは、表示の義務づけ等は必要ないと考えます。</li> </ol>
<p>核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取扱う法令 (概要の1.及び別紙2.)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリアランス制度の適用を受けた放射性廃棄物を、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律の対象に含めるべきではない。</li> <li>・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法に、クリアランス制度導入を反映することによって、大気中、河川海洋中、土壌中に微量放射能拡散の危険を広げることには反対。 特定有害廃棄物の等輸出入の規制に関する法律に、クリアランス制度導入を反映することで、微量放射能を含んだ廃棄物が海外輸出される可能性を広げることには反対。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリアランス制度により、原子力施設の廃止措置等に伴い発生する廃棄物について、放射能濃度がクリアランスレベル以下であることが確認されれば、再生利用や処分が可能となります。その際、国においては、事業者が行う放射能濃度の測定及び評価について、国が事前に測定及び評価の方法を認可し、認可を受けた方法に基づき行った測定及び評価結果を確認するという、2段階の関与を行うことにより厳格に規制することとしています。</li> </ul>
<p>手数料関係 (概要の2.及び別紙3.)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋コンクリートを解体前に一括してクリアランス確認するための検査作業量は、解体後にコンクリートがらとなった状態でクリアランス確認するための検査作業量に比較して大幅な違いが生じるものと考えられる。手数料案では、1千万円以上の手数料が課料されることとなり、法75条で規定されている実費を勘案した手数料としては過大な金額になるものとする。このようなケースを踏まえた手数料の設定をすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料は、事業者が行う放射能濃度の測定及び評価についての認可に係る実費と、事業者が行った測定及び評価結果を確認することに係る実費を求めるものです。</li> <li>・この手数料は、当面見込まれる対象物とその発生量、検査方法、確認時間等を勘案し定めています。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が行う審査・検査等に必要な費用を賄える金額にすべき</li> <li>・大量の対象物を出す原子力事業者の手数料が低いのは問題である。</li> <li>・クリアランス基準を超えないことの確認のための手数料は、厳格な確認のため、もっと資金を確保すべき。全量検査が可能な資金を確保すべき。一括検査で大量廃棄の方がお手軽になる仕組みには反対。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリアランス基準を超えないことの確認手数料について、重量が 20 トン以下のものに係る手数料額が一律に規定されているが、不公平感がある。一律ではなく 1 トン以下、10 トン以下及び 20 トン以下の 3 段階に分類し、手数料を設定すべき。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について、重量が 20 トン以下のものに係る手数料額が一律に規定されているが、軽量物の場合の不公平感がある。一律ではなく 1 トン以下、10 トン以下及び 20 トン以下の 3 段階に分類して、手数料を設定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能濃度の測定及び評価の方法の認可は、クリアランス対象物についての審査を行うものではないため、その重量の軽重により審査内容が変わるものではありません。したがって、本手数料の額は、一定額となっているものです。</li> </ul>
<p>通報関係 (概要の 3 .)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報を行った場合は、同時に公表すべき</li> <li>・当該の都道府県、市町村にも通報すべき</li> <li>・新法に基づき主務大臣が処分等を行った際には、公表し、関係大臣だけでなく、当該地方自治体に通報し、その自治体は処分に関する詳細を周辺住民に公表すべき</li> <li>・関係する大臣に通報するだけでなく、関係自治体に対しても連絡を義務づけるべき</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 政令で規定する通報等の手続きは、主務大臣が処分等を行った場合に、関係する大臣等に対し通報等を行い、事務の調整のために行われるものです。</li> <li>2 . なお、クリアランス制度については、国による 2 段階の規制、事業者の品質保証活動の徹底など制度面における対応はもとより、これらの活動について積極的な情報発信に努めることとしています。</li> </ol>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核の拡散や知らずに被爆する危険を避けるための厳しい制度がないという不安が尽きない点について、時間をかけて、住民説明を行わなくてはならない。その上で、意見募集を実施すべきである。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . クリアランス制度については、原子炉等規制法の改正について国会で審議いただいた上で制定したものです。また、制度の改正にあたっては、全国 8 カ所で説明会やシンポジウムを開催したほか、パンフレットやリーフレットを作成・配布するなど、国民の理解を促進するための様々な活動を行っております。</li> <li>2 . また、クリアランスの基準等の詳細については、主務省令で定めることとしており、別途、パブリックコメントの手続きが行われています。</li> </ol>